

## 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「甲」という。）、及び社団法人日本建設業連合会関西支部（以下「乙」という。）が、県内の被災市町に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

- 2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市町が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- 3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。
  - (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
  - (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

### (応援要請)

第3条 甲は被災市町からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。乙は、実施体制表をあらかじめ作成し、甲に提出しておくものとする。

### (応援要請の手続)

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輌、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

### (応援の実施)

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

- 2 乙は、被災市町の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町名
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については、甲乙と要請市町が協議のうえ、決定するものとする。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

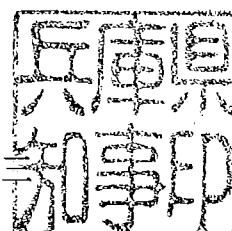
第9条 この協定は、平成24年7月13日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年7月13日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 井戸 敏



乙 大阪市中央区北浜東1-30

社団法人 日本建設業連合会 関西支部

支部長 河本 克正



(様式第1号)

## 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 応援要請書

年      月      日

樣

兵庫県

下記により「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」に基づく応援を要請します。

1 連絡先

担当部署	兵庫県 農政環境部 環境管理局 環境整備課		
連絡責任者			
メールアドレス	@pref.hyogo.lg.jp		
電話	078-362-	FAX	078-362-4189
備考			

## 2 応援要請内容